
令和元年 12月 宇美町議会定例会会議録（第2日）

令和元年12月9日（月曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第44号 工事請負契約の締結について（内容 庁舎外壁屋上防水改修工事）
- 日程第2 議案第45号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第46号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第47号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第48号 宇美町立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第49号 宇美町健康福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第50号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第51号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第52号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 宇美町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第55号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 発議第3号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第56号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第57号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第58号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第59号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第60号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第44号 工事請負契約の締結について（内容 庁舎外壁屋上防水改修工事）
- 日程第2 議案第45号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第46号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第47号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 日程第5 議案第48号 宇美町立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第49号 宇美町健康福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第50号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第51号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第52号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 宇美町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第55号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 発議第3号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第56号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第57号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第58号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第59号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第60号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第4号）

出席議員（13名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典
書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長	…	佐伯 剛美
政策経営課長	……………	工藤 正人	財産活用課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	藤井 則昭	住民課長	……………	八島 勝行
健康づくり課長	……………	飯西 美咲	子育て支援課長	……………	安川 禎幸
環境課長	……………	太田 一男	農林振興課長	……………	瓦田 浩一
建設・都市計画課長	…	藤木 浩一	上下水道課長	……………	藤木 義和
学校教育課長	……………	原田 和幸	社会教育課長	……………	安川 忠行

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に議会広報常任委員の補欠選任及び宇美町・志免町衛生施設組合議会議員の補欠選挙の結果表と、本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第44号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） おはようございます。財産活用課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号 工事請負契約の締結について。庁舎外壁屋上防水改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和元年12月6日提出、宇美町長、木原忠。

1、工事箇所 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号地内。

2、請負契約額 1億7,923万5,100円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,629万4,100円。

3、工事請負人住所又は所在 福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目2番39号。

氏名又は名称 株式会社岩堀工務店宇美営業所、代表者資格氏名、営業所長、内田登美雄。

提案理由ですが、庁舎外壁屋上防水改修工事を施工するため、令和元年11月25日に指名競争入札を執行し、工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

宇美町役場庁舎本館は昭和50年建設され築44年、別館は昭和59年増築され築35年、南別館は昭和51年建設され築43年が経過いたしております。

その間、外壁及び屋上防水については、支障、ふぐあいが発生した場合に事後保全してまいりましたが、役場庁舎について、約20年間の長寿命化をすることが決定し、今回、外壁及び屋上防水の改修工事を行うものでございます。

恐れ入ります。別紙参考資料2ページをお開き願います。

上段に役場庁舎配置図を記載いたしております。黒塗りで本館、別館、南別館の配置を示しておりますが、黄色い枠につきましては、今回、工事の外部足場を設置し、また、予定といたしまして、上段のほうに緑で2カ所、工事利用範囲を示しております。

上段中央に朱書きで人の出入り口となります新設通用口を設置いたします。

下段、左となりますが、今回工事の利用範囲で駐車場を利用することもあり、外構附帯工事といたしまして、庁舎本館前の駐車場区画増設を計画いたしております。

区画幅を、現行3メートルを2.5メートルに変更し、また駐車区画ライン3台を新設し、駐車場スペース9台を先行して増設をいたします。

資料3ページをお願いいたします。

左が本館立面図、中央が別館立面図、右に南別館立面図を記載しております。左側上段に朱書きで本館、別館の主な改修内容といたしまして、外壁改修をいたしますが、黄色で着色しているところが、石綿（アスベスト）含有除去範囲となります。

屋上防水改修、窓枠、ガラス回りのシーリング改修、換気フード等のガラリ類の改修、本館1階屋根ポリドームの改修、屋上不要機器の撤去、懸垂幕ガイドレールの新設を行います。

右上段をお願いいたします。

これも朱書きで南別館の主な改修内容といたしましては、外壁改修、屋上防水改修、窓枠、ガラス回りのシーリング改修、換気フード等のガラリ類の改修を行います。

別紙参考資料1ページをお願いいたします。

議案第44号の内容といたしまして、先ほど、御説明させていただきましたが、1、工事概要、庁舎外壁改修、本館・別館・南別館一式。庁舎外壁既存石綿除去、本館・別館一式。庁舎屋上防水改修、本館・別館・南別館一式。外構附帯工事、通用口新設・駐車区画変更一式となります。

2、予定価格、2億42万円、取引に係る消費税及び地方消費税を含みます。

3、最低制限価格、1億7,923万5,100円、同じく消費税等を含みます。

4、落札率ですが、89.43%となります。

5、工期、契約の効力の発生の日から令和2年9月30日までといたしております。

6、指名競争入札の参加者ですが、本件工事につきましては、受注実績及び技術者の配置状況等を勘案し、建築一式業者8者を指名し通知を行いました。最終的には表で示す4者での入札の実施をいたしております。

なお、本件工事につきましては、11月29日に仮契約を締結いたしております。

以上、説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 既に懸念しておりました駐車場の大混雑という状況になっております。

この工事が本格スタートしたときには、さらに駐車場の確保が困難になるのではと思っています。以前、質問をしておりましたけども、こんなに早くですね、駐車場にとめられないという事態でございますが、対策についてお尋ねができればと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 工事期間中ですね、やはり駐車場については、利用者の方などに御不便をおかけするというふうには思っております。全協でちょっとそういう質問もございまして、総務課のほうと協議もいたしております。

非常勤職員さんの配置についても把握しまして、駐車場の確保に向けて調整を、今行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第2 議案第45号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第45号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） では、よろしくお願ひいたします。

議案第45号 指定管理者の指定について。

宇美町働く婦人の家の指定管理者を次のとおり指定する。

1、施設の名称 宇美町働く婦人の家。

2、施設の位置 福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目14番1号。

3、指定管理者 福岡県糟屋郡宇美町貴船二丁目28番1号。社会福祉法人宇美町社会福祉協議会、会長、安河内毅。

4、指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由でございます。

宇美町働く婦人の家の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案件に関しましては、さきの総務建設常任委員会及び全員協議会でも説明させていただきましたが、改めて、指定の経緯等について補足説明させていただきます。

本年10月11日に開催されました第1回宇美町指定管理者選定委員会において、まちづくり課より報告説明いたしました事業概要や施設の状況等について、同委員会で御検討いただき、宇美町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第6条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当するものとして、公募によらず指定管理者の候補者を選定することを決定しました。

次いで、10月31日に宇美町社会福祉協議会から指定管理に関する申請書が提出され、これを受けて11月8日に第2回宇美町指定管理者選定委員会を開催いただき、同協議会を候補者として決定したものです。

また、同協議会が候補者として決定した主な理由につきましては、第1点目としまして、同協議会は、開館当初から現在に至るまで一貫して働く婦人の家の運営に携わっており、施設の設置目的等を十分に踏まえた運営手法を確立していること。

第2点目は、常に地域や利用者からの意向に根ざした施設運営を心がけており、それらについて地域住民や利用者から高い評価を得ていること。

第3点目は、サークル等定期利用団体の活動や講演会などの自主事業、その他し〜ず・うみフ

エスタにも精力的に取り組み、いずれも活況に実施していること。

及び第4点目としまして、当初から現在に至るまで管理上の事故を起こしていないことなどです。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この指定管理者の候補者の選定において、指定管理者選定検討委員会というのが開かれたということで、説明がありました。

これ、どういったメンバーの方がなられているのか、あと、公募を行わない理由というのが、私、知りたいです。公募をきちんと行った上で、そこに応募があつて、そこで、どのような主催事業をするのか、そういったことをきちんと検討するというのが必要だと思っておりますけども、公募を行わない理由、もしかしたら、もっといい団体とかですね、いい管理者が見つかるかもしれない。そこをもうちょっと詳しく教えていただいてよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 指定管理者選定検討委員会、これ事務局は財産活用課になっておりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、この検討委員会につきましては、組織でございますけども、まず副町長、教育長、政策調整監2名、総務課長、政策経営課長、それと当該公の施設を所管する課長ということでございますのでまちづくり課長、ということで7名ということになっております。

それともう一つ、先ほどの御質問でございますけれども、先ほど宇美町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがございまして、やはり指定管理者につきましては、基本、公募ということでございますが、しかしながら、公募によらない指定管理者の候補の選定という規定がございます。

これにつきましては、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるということがあります。第1号では、公の施設の適正な運営を確保するため必要があると認められるとき。2号で地域等の活力を積極的に活用して、公の施設の管理を行わせることにより、事業の効果が期待できると認められるとき。

これにつきましては、公募によらない指定管理者の指定の選定を行うということになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) メンバーなのですけれども、いわゆる役場庁舎の人間だけとなっていると思います。これ外部の人間が入る余地というのはないのですか。

私は、そういったところに外部の人間が入って検討する、そういったことがあってもいいんじゃないかなと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長(古賀ひろ子君) 中西課長。

○財産活用課長(中西敏光君) 今、議員がおっしゃることについても、やはり検討の余地はあると思いますけれども、現段階におきましては、今の組織ということで考えているところでございます。

○議長(古賀ひろ子君) 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) それと、あとちょっとお聞きしたいのが、当然、働く婦人の家においては、主催事業というのがあると思います。

この主催事業の事業内容とかを、こんなことやりますよとか、そういったことを提案する余地というのはあるのですか。あるいは、そこが選定の理由とか、そういったことは考えてあるのですか。

ただ、普通に管理をするだけじゃなくて、ここは、きちんと主催事業、しっかり提案するような余地がないといけないと思っているんですけど、その辺はどうなんでしょうか、考えを聞かせてください。

○議長(古賀ひろ子君) 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長(丸田宏幸君) そのあたりにつきましては、当然、今回、社会福祉協議会のほうから、令和2年度事業計画等を御提出いただいております。

現時点では、実施事業が17ということで御提案をいただいております。これらにつきましては内容も精査し、今回の運びになったというところでございます。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 全員協議会でその辺の話が、本当は聞きたかったんです。この資料、全員協議会の資料の中に、こういった主催事業やりますよと、こういった成果ができていますよと今まで。そういったことが資料の中にあるといいと思います。

またあと、私は利用者と指定管理者の間に、非常にいい良好な関係があるというふうに聞いています。ただ、やはり今後こういう指定管理を行う場合は、主催事業に対して提案の中身とか、そういったことをきちんとやっぱり説明していただいたほうが、スムーズに行くんじゃないかなと思っています。

そういったことに対して、お考えをお聞きします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） あくまでも指定管理者についての、その計画等についての協議をするというのが、先ほどから出ています委員会というところになりますので、基本的には、そちらで検討いただくということになるかと思えます。

ただ、それらの内容について、議会のほうに報告するというのは、これはもうやぶさかではないということになりますので、次回、このような機会がありましたら、その際には報告等させていただければと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第46号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第46号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） それでは、議案第46号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしましては、宇美町貴船保育園の民営化に伴いまして、町立貴船保育園を廃止するため、所要の整備を行うものでございます。

貴船保育園につきましては、これまでも全員協議会等で報告してまいりましたが、令和2年4月より社会福祉法人子安会に移管されることが決定しております。

それでは、説明いたします。2ページ目の新旧対照表で説明させていただきたいと思えます。

右側が現行条例、左側が改正案となっております。

今回の改正でございますが、まず、第3条の休園日でございます。ここでは、1項、2項では保育園の休園日として日曜日、国民の祝日を定めております。

3項につきましては、現行では12月31日から1月3日までの、いわゆる年末年始でございます。ここは休園日としていたところでございますが、今回、町立保育園の民営化に伴いまして、私立の保育園に合わせまして、この定めを除くものでございます。

続きまして、下段、別表第2条関係の表でございます。

この表より宇美町立貴船保育園を除くものでございます。ここの第2条と申しますのは、保育園の名称、位置、定員を定めるものでございますが、この別表より貴船保育園を除くものです。

それから、済みませんが1ページ目をお願いいたします。1ページ目、これは改正文でございますが、一番下の附則、この条例は令和2年4月1日より施行するものでございます。

この条例の施行によりまして、令和2年度より町立保育園は3園の体制となるものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 宇美町立保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第47号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第47号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯福祉課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 議案第47号でございます。宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に

に伴い、災害援護資金の貸し付けについて、所要の規定を整備する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。1ページには、改正文をつけております。

もう1ページおめくりください。2ページに新旧対照表をつけております。

新旧対照表でまず簡単に説明をしたいと思いますが、現行が右、改正案が左になりますが、第15条の第3項、現行でございますが、償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとするものとされているものを、今回、法律それと法律施行令の一部改正があつておりますので、これを改正案では、第3項に償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとするに改めるものでございます。

詳細の説明を行います。もう1ページおめくりください。3ページに詳細の資料をつけさせていただいております。

まず、改正の趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

2番の条例改正に係る法の改正内容について、3点ほどございます。

まず、災害援護資金に係る償還金の支払猶予の規定というものが法第13条関係に示されております。施行令に規定されていた支払猶予制度は、貸し付けを受けた者にとって償還計画を考えるに当たっては重要な制度でございます。法律上、明確であることが望ましいということ踏まえ、今回新たに法に規定されたものでございます。

次に、災害援護資金の償還免除事由の拡大、これが法第14条関係でございます。償還免除事由として、死亡または重度障がいの場合がこれまでも規定されておりました。今回、新たに破産手続の開始の決定または再生手続の開始の決定を受けた場合も追加されたものでございます。

次に、報告等ということで、これが法第16条関係に示されているものでございます。町が償還金の支払猶予、償還金の免除の判断を行うときに、収入や資産の状況について、貸し付けを受けた者に対し報告を求めたり、官公署に対して必要な貸し付けを受けた者の文書の閲覧や資料の提供を求めることが可能になったものでございます。

その他としては、先ほど来説明をしておりますが、法の改正また法律施行令の改正に伴い、町の条例を新たに改正するものとしているものでございます。

施行の期日は公布の日からという形になります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第48号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第48号 宇美町立老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯福祉課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 議案第48号でございます。

宇美町立老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案の理由でございますが、宇美町立老人福祉センター内において使用料を徴収している機器のリースアップに伴う無料化のため、使用料等について、所要の規定を整備する必要がございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。1ページには改正文を。

もう1ページおめくりください。2ページには新旧対照表をつけております。この2ページ、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、右側が現行条例、左側が改正案でございます。

まず、第5条関係でございますが、これは文言の整理を行うものでございまして、現行定められている条文に関しまして、もう既にこれは利用されておられませんのでこの機会に文言の整理を行うものでございます。

また、中段、第7条に入館または利用許可の制限というものがございまして、これは現行定められておりませんでした。改正案のほうに第2号に宇美町暴力団排除条例関係の文言を新たに加えるものでございます。これも、文言の整理を行うというものでございます。

下段になります。使用料、第8条に使用料は無料とするということで、本施設に関しましては老人福祉法に定められている施設でございますので、基本は使用料は無料であるというもので

ございますが、今回、先ほど説明をいたしました、機器のリースアップに伴いこれまでいただいていた施設使用料ではなく、あくまでも機器の使用料という形でいただいていた、この現行条例にありますただし書きの部分、これを削り、その下にあります別表を削るものとし、機器の利用に関しましても来年4月以降に関しましては使用料をいただかないというもので、今回提案させていただくものでございます。

施行日は、令和2年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号 宇美町立老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第49号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第49号 宇美町健康福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。飯西健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯西美咲君） 健康づくり課です。よろしくお願いいたします。

議案第49号 宇美町健康福祉センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、令和2年1月の行政組織機構の再編に伴い、現宇美町健康福祉センターを子育て・教育の拠点施設として利用に供することについて、所要の規定を整備する必要があります。

これがこの条例を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。1ページが条例、2ページが新旧対照表でございます。

御説明に当たりましては、2ページの新旧対照表により行います。2ページをお開き願います。

右が現行、左が改正案でございます。

今回の改正では、現行の題名、宇美町健康福祉センター条例を宇美町こども教育総合支援センター条例に改め、また第1条の設置につきましては、これまで、町民の保健に関する事業を総合的に行うとともに、子育て家庭に対する育児支援をすることにより、町民の健康の保持及び増進並びに児童福祉の増進に寄与するため、宇美町健康福祉センターを設置すると定めていたものを、改正案では、安心して産み育てることができる子育て環境を整備するとともに、子どもの健やかな育ちを切れ目なく総合的に支援することにより、児童福祉の増進及び教育の振興に寄与するため、宇美町こども教育総合支援センターを設置するに改めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年1月1日から施行するものでございます。

これで、説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 機能移転する部分が、かなり出てくると思います。

現在の健康福祉センターとしての役割、これの持つ機能、役割、主にどういったものが今あるのか説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○健康づくり課長（飯西美咲君） 現在の健康福祉センターの役割ということで、大きくは成人の健康の保持増進、もう一つは子どもや母子の健康保持増進というものを抱えております。成人の部分においては、大きいものは健康診査、がん検診、またトレーニングルーム、母子においては、乳幼児健診がセンターの中での大きな役割を担っているものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 特にトレーニングセンターとしての機能、また——母子のところはそのまま多分そこでやるんでしょうから、成人の検診の機能、そういったものをどこに移転しようと考えているのか。そのままここでやっていくのか。その方針はどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○健康づくり課長（飯西美咲君） まず第1点目のトレーニングルームの場所のことでございますが、一つは地域での運動というのが今まで余りなされていなかったということで、地域での運動推進に努めてまいりたいと思っております。また、トレーニングにおいては、今後どの形がいいのかということを検討していきたいと思っております。

2点目の成人検診につきましては、現在も、ここ数年やっていることですが、地域での検診というのも進めてきているところで、各コミュニティの拠点を中心に検診を各校区で行っているも

のでございますので、その形を推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） トレーニングルームを地域に置くんですか。どうするんですか。今のトレーニングルームは廃止するんですか。それぞれ地域にトレーニングルームを設置するんですか。今のだったら、各地域にトレーニングルームを設置しますみたいに聞こえたんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○健康づくり課長（飯西美咲君） 申しわけございません。説明が悪かったようです。

各校区とかにトレーニングルームを置くということではなくて、各地域を中心に運動を進めていくということを説明しております。

トレーニング、今の場所においては、今後どうするかというのは詰めていく必要があるかと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ということは、現在使われているトレーニングルームは、もう廃止することなんですかね。その辺が知りたいです。今利用者がどのくらいおられるのかも、後、ちょっと聞きたいんですけども、どのくらいの利用者がいて、その機能をきちんと確保できるのか、あそこから移転させてしてしまうのか、その辺はどういう方針をお持ちなんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 今、センター管理は健康づくり課が行っていきまして、1月からはこどもみらい課というふうになるところです。

実は、先日の全協でも説明いたしましたけれども、今後ハピネスの拠点化を図るところです。この前ちょっと説明した内容と重複しますがけれども、今後ハピネス内に、例えば教育関係でありますと教育相談室、あと適応指導教室等を移転させる。

子育てのほうからいきますと療育センター「すくすく」、あるいは虐待の拠点でありますと子ども家庭総合支援拠点というのを今後設置したいなあという、その構想を今後まとめていくところになります。

その中で、トレーニングルームがどういう位置づけになるのかということところは、まだちょっと未定と、現段階では未定でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） こういった条例を出す際には、そういった現在持っている機能とかをどこ

に移転しますと、そういった方針がきちんと決まった上で、条例の制定に向かうべきじゃないのか。どうも何か進め方が逆転しているんじゃないかなと思うんです。名称変えました。使い方も変えます。今ある施設の移転先、全く決まっていません。方針も決まっていません。これじゃ話にならないと思うんです。これから決めるじゃないです。もう決めてやっていかないと施設の統廃合というのは、私、うまくいかないと思いますよ。利用者にもちゃんと説明するのかとか、そういったことも含めてやっていかないと、私はうまくいかないと思っています。

それは、それでいいとして、さっき子育て支援課長が言われた中に子どもの図書館とか、子育ての図書館とか、そういったことが入っていなかったです。

前回、私言ったんですけど、京都の子育て支援センターを見に行きました。すばらしかったです。そういった中で、何がすばらしかったか。子育てに関する情報がそこで得られる、それがすばらしかった。子育て支援に関する、子育てに関する本であったり、お母さん方が健診に来ました、そのときにちょっと本が借りられる。あるいは紙芝居が見せられるとか。大型紙芝居なんかもその図書館にたくさんあったんですけども、そういった機能、ぜひ持たせていただけないかなあというふうに思っています。

お考えをお聞きしたいと思います。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 丸山議員のお話はこの前お伺いして、重々承知しているところでございます。

あくまでも、これから構想を練るというところでございますけれども、先ほどの議員の質問の中で、そこまで練ってから条例改正をすべきじゃないかというお話もございました。

ハピネス、今まで健康福祉センターとしてずっと事業を行ってきたわけでございます。まだ、その機能を有しております。さっき飯西課長も言っていましたけれども、いきなりもうここは子育ての館になるんだから、もう健診はしませんとかいうこともできないと。やはり、その機能は残しつつ、子育ての方向に徐々にもっていく、そんな構想を練るにしても根拠なく練ることはできません。今回の機構再編で、子育てと教育の充実と総合計画の中でもうたわれまして、やっとそれが具現化しているところでございます。

今回のセンター条例の改正にしても、名前だけ変えたじゃないかというところですけど、これがまず第一歩だと私は思っております。まだ、センターの内容につきましては、健診とか実際行っておりますので、それを今後どうしていくかという構想をやはりきちんと練る必要があるというふうに思います。

あと、その拠点化いうところで相談室とか適応指導教室とかいう話もしましたが、基本的にはそういうところなんですけど、それ以外に、今議員がおっしゃるような取り込める部分があった

らどんどん取り込んでいきたいと。そこは我々も調査研究あるいは視察とか行いながら、その辺は研究していきたいと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号 宇美町健康福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第50号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 建設・都市計画課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号について御説明を申し上げます。

議案第50号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和元年12月6日提出。宇美町長、木原忠。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の額について、所要の規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、町条例を改正するものでございます。

ページをめくっていただきまして、1ページから3ページまでが宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例の別表でございます。

4ページから9ページまでが新旧対照表となっております。

恐れ入りますが、4ページを御参照願います。右側が現行で、左側が改正案となっております。

道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物といたしまして、電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、広告塔等がございますが、第1種電柱1本につき1年の占用料が現行610円が730円に、

第2種電柱、現行940円が1,100円に、第3種電柱、現行1,300円が1,500円に、第1種電話柱、550円が650円に改正され、以下、それぞれ記載されております改正のとおり変更となります。

恐れ入ります。5ページをお開き願います。

中ほどに記載されております道路法第32条第1項第2号に掲げる物件でございますが、これは水管、下水道管、ガス管でございます。

外径が0.07メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年の占用料が現行23円が27円に、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものが現行33円が39円に、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のものが現行49円が59円に改正され、以下それぞれ記載されておりますとおり改正案のとおり変更となります。

ただいま申し上げました電柱、電線、変圧器、郵便差出箱、ガス管等が平成31年度、令和元年の当町の占用料の主なものでございます。

6ページから9ページまで記載されております占用物件を御説明申し上げます。

まず、6ページの道路法第32条第1項第3号、第4号、第5号、第6号に掲げる施設、また7ページから8ページに係る道路法施行令第7条第1号に掲げる物件、8ページの道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用の施設、第5号に掲げる工事用の資材、第11号に掲げる応急仮設建築物、9ページの第12号に掲げます器具につきましても記載のとおり、改正案のとおり変更となります。

詳しくは、全員協議会で説明したとおりでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第8. 議案第51号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第51号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 財産活用課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第51号について御説明をいたします。

議案第51号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由ですが、宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例の施行に伴い、行政財産使用料の額について所要の規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、条文等に入る前に、これまでの経緯等について御説明をさせていただきます。

今回の改正は先ほどの宇美町道路占用料条例につきまして、道路法施行令改正による一部改正となっておりますが、宇美町行政財産使用料につきましては、これまでもその改正内容を準用し、改正を行っているところでございます。

そのため、今回一部改正について提出をさせていただいております。資料1ページから4ページまで本条例の一部を改正する条例です。5ページから10ページに新旧対照表を添付いたしております。

恐れ入ります、5ページをお願いいたします。右が現行で左が改正案です。

先ほど宇美町道路占用料条例の一部改正で説明がありましたとおり、別表第3条関係、1番上の上段で、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第一種電柱については、単位は1本につき1年、使用料現行610円を730円に改正をいたします。

以下、道路法施行令改正分につきましては、先ほどと同様に同額にて改正を行っているところでございます。

4ページをお願いいたします。附則といたしまして、施行期日1、この条例は令和2年4月1日から施行する。経過措置2、この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けた者から徴収する使用料については、なお従前の例によるといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、11時5分まで休憩に入ります。

10時53分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9 議案第52号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第52号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

それでは、議案第52号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員について、所要の規定を整備する必要がございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。1ページから3ページに関しましては改正文をつけております。

4ページをおめくりください。4ページから9ページに関しましては、新旧対照表をつけております。説明につきましては、この新旧対照表を使いながら説明をしていきたいと思っております。

提案理由でもお話を差し上げましたが、今回、地方公務員法、それと地方自治法の一部改正が行われたことにより、特別職非常勤である者の厳格化が法律の中で明確化されております。

その中で、具体的には執行機関、それと附属機関、その他といったところがこの地方公務員法

の中で具体化されております。これまではここが非常に不明確であったんですが、今回、会計年度任用職員という形で、地方公務員法の中で特別職非常勤職員また町のほうが任用する職員等につきましても厳格化されたことに伴い、今回本町の条例についてもそれに合わせ、整理を行ったところでございます。

これが全部になるわけでございますが、改正についてどのような改正を行っているのかの説明を具体説明させていただきます。

まず右側が現行、左側が改正案になるものでございます。

4 ページの上段にあります、第4条、嘱託員等の報酬等の支給方法等というものにつきましては、今回整理をする中で、削除、削ったものでございます。

具体的に、これ以下、表の中になってくるわけでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、執行機関というものがどういったものかというのを明確にしなければならないということになりまして、この執行機関の中でこれまで具体されていなかったものを整理をさせていただいております。

ページを1枚おめくりください。

執行機関については、特段変更はございません。

その次に、上段になりますが、附属機関というものがございまして。附属機関中、今回新たに含まれたものとしまして、改正案、左側になりますが下から5行目、公共事業再評価委員会、これにつきましては、これまでこの附属機関の中には含まれておりませんでしたので、今回、附属機関として新たに含んでおります。

ちなみに、現行では、これ附属機関等という形で非常に幅広く持ったわけでございますが、これが今回の法律の中で具体化するということもございます。

ページを1ページおめくりください。6ページになります。

一番上ですが、障害支援区分認定等審査会、これが新たに今回入っております。

また、その下になりますが、賞じゆつ金等審査委員会、これにつきましてもこれまで不明確であったものを明確にしたものでございます。

その下に、中段になりますが、3、その他というものが今回区分されております。

さきに申し上げました執行機関、附属機関に該当しない、その他のものになるわけでございますが、その他のものとして今回新たに含まれたもの、2つ目になりますが交通安全対策協議会、1つ飛ばしまして学校評議員、その下になりますが多職種連携地域ケア会議。

ページをおめくりください。7ページになりますが、下から3行目になります、法務専門調査職員という形で、今回その他の中に具体的に示したものがこのような形になるわけでございます。また、現在この委員会また審議会等々で既に機能していないもの、またこれらの中で今回整理を

していくものが幾つかあるわけですが、6ページにお戻りください。

6ページの、現行の附属機関等の中にあるわけですが、下から4行目、学習支援者派遣事業運営委員会、これについては、今回表の中から削除しております。

もう1ページおめくりいただいて、7ページにお戻りください。

上から3行目、生涯学習推進本部、その下の学校評議員、1つ飛ばしまして保健委員会、高齢者サービス調整チーム、高齢者保健福祉計画策定委員会、1つ飛ばしまして児童虐待防止ネットワーク会議、その下の障害者自立支援審査会。

ページをおめくりください。8ページになります。中段になりますが農区長、農事組合長というのがありますが、これについても今回この表の中から削除するものでございます。

先ほども申し上げましたが、あくまでも上位法の改正に伴い、この特別職非常勤の職を執行機関、附属機関、その他という形できちんと分類をするという形で、その報酬等につきましては、金額等の変更は一切あっておりません。きちんと区分した中で、今後行っていくというものになったわけでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第53号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、議案第53号 宇美町附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 議案第53号でございます。宇美町附属機関に関する条例

の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、附属機関について、所要の規定を整備する必要がございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。

1 ページと 2 ページが改正文でございます。3 ページに新旧対照表をつけておりますので、説明につきましてはこの新旧対照表で御説明を申し上げます。

先ほど、議案第 5 2 号の中でも御説明差し上げましたが、今回、地方公務員法と地方自治法の改正に伴いまして、先に説明いたしました附属機関、これにつきましてさらに具体化をするような形で、今回、本町のこの条例につきましても改正を行うものでございます。

具体的には、現行右側、左側に改正案をつけておりますが、第 1 条の中に附属機関という言葉、（以下「附属機関」という。）言葉を加えております。

また、現行（設置）第 2 条にございますが、この設置につきまして、具体的に今回、町長及び教育委員会の附属機関として別表に示すというものでございます。

また、第 2 条の第 2 項に関しましては、執行機関は前項に規定するもののほか、臨時に期間を定めて附属機関を置くことができるという形のもの、今回新たに定めているものでございます。

現行になります、右のほうに別表をつけております。現行では、町長部局のこの 3 つの審議会がこの附属機関として示されておったわけでございますが、今回、先ほどの条例の中でも御説明差し上げましたが、より明確化するというので、町長部局に関しましては、その附属機関として一番上にあります国民健康保険事業の運営に関する協議会、以下一番下段になります、総合計画審議会までの案件につきまして、今回新たに示したものでございます。

2 ページ目の上段、行政改革推進委員会から、中段になります、農業振興推進事業審査委員会、全 2 1 審議会等になりますわけではございますが、これについては町長部局というものになるわけでございます。

また、教育委員会の附属機関としましては、その下にあります図書館協議会から青少年問題協議会までの 6 協議会に関しまして、今回、新たに教育委員会の附属機関として示すものでございます。

施行日に関しましては、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号 宇美町附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第54号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第54号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

議案第54号でございます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、補償基礎額について所要の規定を整備する必要がございます。

ページをおめくりください。1ページには改正文を、2ページ、お開きください。2ページに新旧対照表をつけております。この新旧対照表により説明を差し上げたいと思います。

現行が右、改正案が左になるものでございます。

第5条の第5号に、今回新たに給与を支給される職員、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により、実施機関が町長と協議をして定める額というものが、今回新たに追加されるものでございます。

これに関しましては、今回、地方公務員法・地方自治法の改正に伴い、新たに会計年度任用職員を採用するに当たり、この公務災害時の補償額というものが規定されていなかったといったところで、来年4月1日以降、これらの職員というものを条例の中で採用することができるということになりましたので、今回、条例の整備を行っております。

ちなみに、この公務災害に該当する職員に関しましては、会計年度任用職員のフルタイム職員ということになりますので、本町に関しましては、来年4月1日以降、フルタイムの者はいないと。あくまでも非常勤という形になりますので、今回、条例の整備を行う該当者はゼロという形でございます。

施行に関しましては、来年令和2年の4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第55号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第12、議案第55号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

議案第55号でございます。行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

提案理由でございますが、行政組織機構の再編に伴い、組織名称について、宇美町都市計画審議会条例等の規定を整備する必要があります。

ページをおめくりください。1ページには改正文を。

2ページをおめくりください。2ページからは、今回の条例改正案の新旧対照表をつけております。

今回、1月1日に、行政組織機構の再編を行いますため、今回、関係条例の中で庶務等について、課の名称が使われているものを、今回のこの条例の中で一括改正を行うものでございます。

条例に関しましては、第1条から第6条までの6条建てになっておりますが、まず第1条関係でございますが、宇美町都市計画審議会条例に関しまして、審議会の庶務に関しましては、現在、建設・都市計画課になっているものを都市整備課に改めるものでございます。

また、第2条関係といたしましては、宇美町予防接種健康被害調査委員会に關しましての庶務につきましては、現行、健康づくり課とあるものを健康福祉課に改めるものでございます。

第3条関係といたしましては、宇美町行政改革推進委員会設置条例、これに關しましての庶務は、現行、政策経営課とあるものをまちづくり課に改めるものでございます。

次に、第4条関係でございますが、宇美町国民保護協議会に關しましての庶務につきましては、現行、総務課が行っているものを危機管理課に改めるものでございます。

次に、第5条関係でございますが、宇美町子ども・子育て会議条例に關しまして、現行、庶務につきましては子育て支援課が行っているものをこどもみらい課に改めるものでございます。

ページをおめくりください。第6条関係でございます。

宇美町空家等対策協議会、これに關する庶務につきましては、現行、環境課とあるものを都市整備課に改めるものでございます。

これを一括改正という形で今回提案させていただいております。

施行日に關しましては、令和2年1月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号 行政組織機構の再編に伴う関係条例の整理に關する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第13、発議第3号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。南里議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（南里正秀君） 発議第3号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。令和元年12月6日、宇美町議会議長 古賀ひろ子殿、提出者 議会運営委員会 委員長 南里正秀。

提案理由。

令和2年1月1日付での本町の行政組織機構再編に伴う組織の名称変更及び当該再編の基本方針を踏まえた総務建設常任委員会及び厚生文教常任委員会の所管の見直しについて、所要の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

1ページが条例改正文、2ページが新旧対照表となります。2ページの新旧対照表をごらんください。

第2条において、それぞれの所管を定めておりますが、総務建設常任委員会の所管を総務課、危機管理課、財政課、管財課、税務課、都市整備課、上下水道課及び会計課とし、厚生文教常任委員会の所管をまちづくり課、住民課、健康福祉課、環境農林課及び教育委員会とするものです。

このことにつきましては事前に正副議長、両常任委員長と協議を行い、全員協議会で説明、了承されたところでございます。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

南里委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例ついてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第56号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第14、議案第56号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。議案第56号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ113万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,591万3,000円とするものです。本補正予算につきましては、平成30年度の決算による繰越額の確定を中心として編成いたしております。

まず、歳出から御説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費3万1,000円の増額は、非常勤職員の賃金の改定に伴う補正と、年末年始に実施予定の庁舎1階フロア改修に伴う後期高齢者医療システム専用回線の移設に要する経費を補正するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金110万6,000円の増額は、前年度繰越金の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の額が確定したことによる補正でございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金3万2,000円の増額は、歳出で御説明いたしました非常勤職員の賃金の改定と後期高齢者医療システム専用回線の移設に要する経費を増額して補正したことに伴う補正でございます。

次の、4款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額が確定したことに伴い、110万5,000円の増額を行っております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第57号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第15、議案第57号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第57号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ117万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億9,726万9,000円とするものでございます。また、第2条では、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定めております。

本補正予算につきましては、電算室の改修業務委託料の総務費の補正を中心として行っております。

まず、歳出のほうから御説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費113万4,000円の増額は、時間外勤務手当の増額と非常勤職員の賃金の改定のほか、11節需用費では、法制度改正に伴う法規追録の費用の不足見込み額を、12節役務費は、年末年始に実施予定の庁舎1階フロア改修に伴う国保システム専用回線の移設に要する経費を、次の13節委託料では国民健康保険に係る電算システムについて、オンライン資格確認に伴うシステム改修の経費をそれぞれ補正するものでございます。

次の、2目国民健康保険団体連合会負担金1万4,000円の増額は、負担金の額が確定したことによるものでございます。

6款2項1目特定健康審査等事業費3万1,000円の増額は、非常勤職員の賃金の改定に伴う補正を行っております。

続きまして、歳入の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

3款2項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金94万7,000円の増額は、歳出

で御説明いたしましたオンライン資格確認に伴うシステム改修に係る経費の補助金について補正を行っております。

7款3項10目歳入欠かん補填収入232万円の増額は、本補正予算での収支のバランスをとるための補正となっており、本補正予算の結果、平成31年度の収支見込みとしましては3,993万6,000円の赤字となる見込みでございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為は、健康審査業務について、期間を平成31年度から令和4年度まで限度額を6,730万円と定めるものでございます。

最後になります。補正予算書の18、19ページに給与費明細書をおつけしておりますので御参照ください。

以上で、御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ただいま、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第58号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第16、議案第58号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） それでは、失礼いたします。

議案第58号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

恐れ入りますが、予算書1ページをお願いいたします。

第2条で収益的収支の収入につきまして、既決予定額7億6,273万1,000円を2,000円増額補正しまして、7億6,273万3,000円に、支出におきまして、既決予定額7億2,665万円を4,269万2,000円減額補正いたしまして、6億8,395万8,000円とするものでございます。

第3条では、メーター検針等の業務委託のため、債務負担行為を平成31年度から令和4年度まで2,850万円を定めております。

第4条で、職員給与費を39万7,000円増額補正をするものでございます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益3目負担金1節他会計負担金で、開発に伴う消火栓の増設によりまして、消火栓維持管理負担金を2,000円増額するものでございます。

収益的収支の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費5節法定福利費及び3目の総係費2節手当、5節法定福利費は人件費の整理を行うものでございます。

1目原水及び浄水費11節燃料費7万1,000円、21節動力費84万円の増額は自己水源からの取水量がふえたことにより、これまでの実績から不足額が見込まれるものを、それぞれ増額補正しております。

2目配水及び給水費32節受水費は福岡地区水道企業団からの受水を他市町へ融通したことにより減額が見込まれる額4,400万円を減額補正を行っております。

今回の補正予算により5,826万円余の純利益が見込まれております。

今年度末の資金残は4億6,872万円余となる見込みでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 受水費は4,400万円が減額になっているんですよ。ということは、企業団から受水しなくても、宇美町では自己水源でやっていけるという結果じゃないですか。他町に融通したということですから、それだけ自己水源が余っているという捉え方でいいんじゃないかなと思います。だったら企業団との契約を、単町じゃできないのかもしれないんですが、やるべきじゃないんですか。4,400万円も受水しなくていいということでしょう。これは示していますよね。自己水源でやっていけるというのが。他町に融通していると。その辺のお考えを聞かせてください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 結果としてはやっていけたんですけども、ことし5月、6月につきましては、渇水状況になりました。実は渇水のとくに返してもらおうかというような判断を考えたんですけども、安定供給を考える上では、やはり現状としては必要であろうかと思えます。先ほど1,000トンは融通していますけれども、今の水は当然必要であると。先ほどから契約を見直せばどうだというお話をされていましたが、今回、たまたま他の企業団と町が引き受けていただいたからできたわけですが、今後も引き受けていただけるかという、確約はまだとれていません。町のほうにつきましては、3年間の約束はとれていきますので、供給は可能かと思えますけれども、他の企業団のほうについては約束とれていませんので、それは返ってくればうちのほうで引き受けざるを得ないと。ただ、それによって安定供給というのは、より一層高まるとは思っております。ただ、従前から、企業団のほうにも、こういった供給の規定の見直しを行ってほしいという要望は、常々私のほうからもお願いをしておったのですが、引き受け先がなければ、引き取り手がなければ、逆にうちのほうも融通できないという現状でございますので、この考え方については企業団、従前とも変わっておりません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） その渇水対策について、企業団から受水しているということはよくわかります。でも、これ、やはり町民からすると、通常無駄な水を買っているんじゃないかなという捉え方をされますよ。それもじっくり考えていかないと何のための行政かわかんない。これだけを見ると4,000万円ですよ、無駄な水を買っていると。自己水源でやっていけるのは明らかじゃないですか。今後検討していつてもらいたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 答弁はいいですか。

○5番（入江政行君） はい、いいです。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 関連になりますけれども、4,400万円分の企業団からの水をほかに融通したと。その代替としてこの予算書を見ると、深井戸からくみ上げる電力料ということで理解していいですか。どうなんですか。どういった感じでこれを補てんしたのか、これを見ると井戸からくみ上げた水という感じになると思うんですよね。どうなんですかね。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 1年間の4月から10月までの電力料のトータルを推計してみますと、できれば電力を使うようなものは使いたくないというのが正直なところです。表流水が使えるんだったら、表流水を使いたいと常々考えておるんですけれども、5月、6月につきましては、先ほどお話ししたとおり、濁水もあって、表流水をなるべく温存したい、貯留水を温存したいということで、5月、6月に集中的に深井戸をもしくは浅井戸の電力を使っていますので、そういったもので今回、不足が生じているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それで問題は新年度なんです。新年度の予算の中で出されると思うんですけど、引き続き、融通した水は、引き続きできるんでしょうか、融通が。よそに回すことができるのか。それともまだ未定なのか。回答をいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 市町というふうに表現をさせていただきましたけれども、町につきましては、3年間の契約口頭で結んでいます。来年の契約の変更についても、手続上今進めているところで、町のほうについては、3年間は融通していけるだろうというふうに思っております。

今回、補正予算にかけているのは、12月までの不要な額を補正予算にしています。残りを1月から3月分については、3月の補正でもう一度落とす形になろうかとは思いますが、一企業団のほうについては、今のところ確約はとれていません。ただ、従前からお話ししている状況では、もし必要であれば私のほうとしては、継続することも可能ですよというような回答は申し上げております。まだ、先方さんのほうから回答がいただけておりませんので、今のところは、まだ未定でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこなんです。融通は可能ですよという言い方じゃなくて、私は、ぜひ受け取ってくださいよと積極的に交渉を進める、そういったことができるのかできないのか。積極的にこの水をよその町、市ですね春日市とか那珂川市ですか、そのあたりにぜひ、ぜひということとはできないんですか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 交渉の場では、もちろんそのように言っています。ただ、やはり、相手方さんの需給計画がございますので、需給計画を見て、当然必要であれば、私どもはいつでも協力したいというようなお話を、申し出は当然させていただいていますので、お気持ちは変わらないと思います。以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第59号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第17、議案第59号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 引き続きよろしく願いいたします。

議案第59号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条で収益的支出におきまして、既決予定額8億8,647万9,000円を52万2,000円増額補正いたしまして、8億8,700万1,000円とするものでございます。

第3条で資本的収支の収入におきまして、既決予定額6億5,826万8,000円を170万円増額補正いたしまして、6億5,996万8,000円に、支出で既決予定額9億12万6,000円を6万1,000円増額補正いたしまして、9億18万7,000円とするものでございます。

第4条では、資本費平準化債の借入限度額、既決予定額6,740万円を170万円増額補正

いたしまして6,910万円とするものでございます。

また、第5条で職員給与費を45万5,000円増額補正をするものでございます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費17節賃借料及び20節動力費は年度末を見通して不足する額の増額で、3目総係費1節給料から5節法定福利費の人件費は人事異動及び年度末を見通して整理を行うものでございます。

予算書6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入におきまして、1款資本的収入1項企業債1目企業債3節資本費平準化債は借入額の確定により170万円の増額補正を行うものでございます。

資本的支出では、1款資本的支出2項企業債償還金1目企業債償還金1節の企業債償還金で、償還金額の確定により6万1,000円を増額補正するものでございます。

今回の補正予算により1,108万円余の純利益が見込まれます。

また、今年度末の資金残は3,400万円余となる見込みでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議をいただき、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。

収益的支出、資本的収入及び支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ただいまより13時まで休憩に入ります。

11時53分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第18、議案第60号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第18、議案第60号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） それでは、議案第60号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

平成31年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2億6,343万8,000円を追加いたしまして、予算総額を128億2,695万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、平成31年度決算を見通しての person 費の調整、各事務・事業費の減額整理、そのほか、障害者自立支援給付事業費、史跡地買上事業費や前年度交付されました国・県支出金の精算による返還金などを増額するものでございます。

また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をあわせて提案しております。

なお、各款にわたります person 費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、歳出から説明をさせていただきますので、30ページ、31ページをお開き願います。

まず、1款議会費1項議会費1目議会費、議会運営経費では10月から福岡県内の最低賃金が引き上げられたことに伴い、宇美町非常勤職員及び臨時職員の事務補助の基本賃金額を変更したことによりまして、不足する賃金を1万円増額いたしております。

32、33ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、右側中段の人事秘書関係経費では、嘱託職員雇用保険料や公務災害補償費保険料等の執行残の減額整理を行っております。その下の福利厚生・職員研修費につきましても、すべて執行残の減額整理。

次の各種委員会費では、次の34、35ページになりますが、行政不服審査に係る審理員として任用いたします法務専門調査職員の報酬を29万7,000円計上。本年度新規で設置いたします町民憲章審議会の4回分の報酬15万8,000円と費用弁償3万2,000円を計上いたしております。

その下、庁内共通事務関係経費では、額の変更に伴いまして、非常勤職員賃金を4万1,000円、機構改革に伴います新課名、係名、ゴム印等の消耗品費を1万7,000円増額いたしております。

次の総合案内事業費2万2,000円の増額は、非常勤職員賃金の額の変更によるものでございます。

2目文書広報費、広報広聴事業費はともに執行残の減額整理、次の町誌編さん事業費では、町誌編さん委員会委員報酬の執行残見込みを44万1,000円減額、不足が見込まれますコピー機使用料を7万6,000円増額補正いたしております。

3目財政管理費2万3,000円の減額は、予算書、決算書作成用の強力パンチを購入する予定でしたが、その必要がなくなりましたので、全額減額補正をするものでございます。

5目財産管理費、庁舎維持管理費では、不足が見込まれます庁舎の修繕料を65万6,000円、それから次の36、37ページ、電気保安管理手数料を3万3,000円増額する一方、玄関マット及びAEDのレンタル料の執行残、計6万9,000円の減額整理をいたしております。

次の庁内共通事務備品管理費では、機構改革に伴い、二課の公印購入費を1万7,000円計上いたしております。

次の公有財産管理費では、額の変更に伴い、非常勤職員賃金を1万1,000円、不足が見込まれる公用車の修繕料を7万4,000円増額、額の確定に伴い全国町村会総合賠償補償保険料を4万4,000円減額整理いたしております。

その下のJR宇美駅前広場管理費では、計30万円の減額整理をいたしております。

6目企画費、総合計画・総合戦略推進関係経費1万9,000円の減額は、後期実践計画ダイジェスト版の広報折込手数料の執行残の整理でございます。

7目電子計算費、情報システム共同化事業費56万円の減額と、次の38、39ページ、8目自治振興費、共働のまちづくり推進事業費35万5,000円の減額。

その次の9目生涯学習推進費、ボランティア・町民活動支援事業費11万3,000円の減額はすべて執行残見込み額の減額整理でございます。

10目交通安全対策費、交通安全対策事業費では、額の変更に伴い非常勤職員賃金を1万1,000円増額、自動車借上料の執行残を2万2,000円減額整理しております。

14目基金費では、本補正予算の歳入で町制施行100周年記念事業協賛金145万円を予算

化しておりますので、同額を町制施行100周年記念事業費に積み立て、残った歳入の超過額8,035万9,000円ございますが、これを財政調整基金に積み立てることといたしております。

17目町制施行記念事業費、100周年事業推進事業費21万2,000円の減額は、町制施行100周年記念事業推進委員会委員報酬の執行残見込みを整理するものでございます。

2項徴税费1目税務総務費、次の40、41ページ右側、税務事務関係経費では、額の変更により非常勤職員賃金を4万1,000円増額、eL TAX地方税共通納税システム導入業務委託料の執行残26万4,000円を減額整理いたしております。

2目賦課徴収費では、町民税賦課経費において賃金2万5,000円と不足する消耗品費を1万6,000円増額、固定資産税賦課経費において賃金を1万4,000円増額しておりますが、そのほかにつきましては、すべて執行残等の減額整理となっておりますのでございます。

42、43ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、1月から3月に、平日夜間及び土日窓口を開設し、加えて出張申請を行い、申請の支援を行うための必要経費を計上いたしております。時間外勤務手当30万円、郵便料37万7,000円など、この事業に係る分で合計85万6,000円を計上しております。なお、この事業は国庫補助金の対象事業となっております。

44、45ページをお願いいたします。

4項選挙費はすべて執行残の減額整理で、4目県知事・県議会議員選挙費で計178万9,000円、6目参議院議員通常選挙費で計213万3,000円を減額いたしております。

次の46、47ページ、中段からの5項統計調査費2目指定統計費、農林業経営体調査関係経費では、県からの内示額に合わせまして統計調査員報酬を1万1,000円、消耗品費を6,000円増額いたしております。

48、49ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、右側中段の民生委員・児童委員支援事業費では、推薦会の開催回数増に伴いまして報酬を4,000円、費用弁償を1,000円増額、そのほかは減額整理となっております。

次の国民年金事務経費は、額の変更に伴う賃金の増額でございます。

4目障害者福祉費、障害児施設給付事業費では、前年度、国・県支出金返還金を合計405万8,000円計上しております。

次の障害者自立支援給付事業費では、利用者数、利用時間数の増に伴い、審査支払手数料を1万6,000円、次の50、51ページ、障害者自立支援給付費につきましては3,905万

9,000円増額いたしております。

また、前年度国・県支出金返還金を合計812万円計上いたしております。

その下の障害者医療給付事業費におきましても、前年度国・県支出金返還金を計883万7,000円計上、さらに次の重度障害者医療支援経費も前年度県支出金返還金を102万9,000円計上いたしております。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費は、額の変更に伴います賃金の増額補正、7目介護保険事業費、介護予防事業費では、見込みにより非常勤職員賃金を98万7,000円減額、次の包括的支援事業費では、機構改革に伴い、地域包括支援センター事務室が利用することとなりましたため、回線移設手数料2万6,000円と介護保険システムのLAN配線移設工事費54万2,000円を計上しております。

8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療関係経費では、額の確定に伴い県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金を1,308万8,000円増額いたしております。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金では、次の52、53ページ、機構改革に伴う後期高齢者システム回線の移設費分としまして、特別会計のほうで上がっておりますが、それを事務費繰出金としまして3万2,000円増額しておるところでございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、右側中段の子ども医療支援経費では、医療費の増加等によりまして、審査支払手数料を6万1,000円、子ども医療費を287万7,000円増額しております。

2目児童手当費、児童手当関係経費では、支給延べ人数の増加に伴いまして、児童手当を183万5,000円増額、前年度県支出金返還金を8万8,000円計上いたしております。

3目ひとり親家庭等医療費、ひとり親家庭等医療支援経費では、医療費の増加等によりまして審査支払手数料4万8,000円、次の54、55ページ、ひとり親家庭等医療費を846万円増額しております。

4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費では、AEDレンタル料を減額整理し、前年度国・県支出金返還金を計101万2,000円計上いたしております。

その下の、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費と、次の子育て支援関係経費では、前年度国庫支出金返還金をそれぞれ1,000円ずつ計上しております。

5目保育園費、町立保育園運営経費では、入所児童数、職員数の減に伴いまして、消耗品費58万5,000円、給食材料購入費432万8,000円などを減額整理、また、次の56、57ページになりますが、必要な人数が確保できなかったため、保育士派遣業務委託料を533万1,000円減額しております。

その下の特定教育・保育施設運営経費では、利用児童数の精査によりまして、4つの民間保育

園の運営負担金を合計しますと4,817万8,000円減額、前年度国・県支出金返還金を合計で1,255万8,000円計上いたしております。

次の特定地域型保育事業費におきましても、児童数の精査により地域型保育給付費負担金を531万1,000円減額いたしております。

6目児童福祉施設費、こども療育センター運営経費では、こども療育センター療育業務委託料とAEDレンタル料の減額整理を行っております。

次の子育て支援センター運営経費も、子育て支援センター運営業務委託料と、次の58、59ページ、AEDレンタル料の減額整理を行うほか、前年度国庫支出金返還金を2万8,000円計上しておるところでございます。

60、61ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、右側中段の母子衛生事業費では、前年度国・県支出金返還金を合計で182万8,000円計上、その下の保健衛生事業費では、地域における運動習慣定着促進のため、小学校区ごとに開催いたしますスロージョギング教室実施のための委託料を35万2,000円計上いたしております。

なお、この事業は県費補助率100%の事業となっております。

次の保健衛生関係経費では、退職等に伴い非常勤職員賃金を1万7,000円減額、額の変更により臨時職員賃金を2万円増額いたしております。

2目保健衛生施設費、健康福祉センター運営経費では、不足が見込まれる郵便料を3,000円とコピー機使用料4万3,000円を増額、AEDレンタル料とトレーニング機器使用料を減額整理いたしております。

次の62、63ページをお願いします。

6目上水道費、福岡地区水道企業団出資金は、福岡導水事業に係る出資金の額の確定により70万円を減額するものでございます。

次の上水道事業会計繰出金では、消火栓が1栓増設されましたため、消火栓維持管理費としての上水道事業会計の繰出金を2,000円増額いたしております。

2項清掃費3目塵芥処理費、最終処分場運営経費では不足する浸出水処理施設の電気代を82万円増額、最終処分場の容量調査を職員で実施いたしますため、測量機レンタル料を6万3,000円計上しております。

次の64、65ページです。

5款労働費2項労働諸費2目働く婦人の家施設費、働く婦人の家運営経費では、AEDレンタル料と高圧気中開閉器等更新工事の執行残で合計58万1,000円の減額整理をしております。

66、67ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費、農政事務関係経費では、不足する公用車燃料費を4万3,000円増額、3目農業振興費では、農業振興推進事業審査委員会委員の1回分の報酬4,000円と費用弁償2,000円を増額、また水利組合助成金の執行残10万円を減額整理しております。

2項林業費2目林業振興費、森林機能保全事業費では、次の68、69ページ、額の変更により非常勤職員賃金を1万1,000円増額いたしております。

さらに、次の70、71ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費3目観光費、観光促進事業費では、春の登山会が雨天中止になったことに伴い、観光PRイベントスタッフ謝礼金を4万円減額補正いたしております。

次の72、73ページをお願いいたします。

続いて、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木事務関係経費では、不足が見込まれます公用車の燃料費を10万円増額いたしております。

2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費では、執行残の見込みで草刈業務委託料を54万円、道路改良工事請負費を1,900万円、橋りょう維持補修工事請負費を2,955万5,000円減額整理しております。

次の74、75ページ、3項河川費1目河川総務費、河川管理費5,000円の増額は県砂防協会負担金の不足額を補正するものでございます。

5項都市計画費1目都市計画総務費、都市計画事務関係経費69万3,000円の減額は用途地域指定区域外土地利用方針検討業務委託料の執行残を整理するものでございます。

3目街路事業費、都市計画街路整備事業費1,762万5,000円の減額は、県からの通知によりまして、志免宇美線街路事業負担金を減額補正するものでございます。

5目公園費、公園管理・整備事業費では、不足する公園の修繕料を100万円、一本松公園トイレ改修工事の附帯工事費等を700万円増額する一方、公園遊具等点検業務委託料の執行残51万円を減額整理いたしております。

76、77ページをお願いします。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理費では、原田中央区町営住宅空き室2戸の修繕料118万7,000円増額、受水槽清掃業務委託料の執行残3万3,000円を減額整理いたしております。

78、79ページをお願いします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費では、消防団員報酬19万6,000円や消防車購入費351万2,000円など、執行残見込みから合計409万3,000円の減額整理を行っています。

4目防災対策費、防災対策事業費では、額の変更により非常勤職員賃金を1万3,000円増額、それ以外につきましては減額整理となっております。

続いて、80、81ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、事務局運営経費では、額の変更により非常勤職員賃金を1万1,000円、不足が見込まれる有料道路通行料を3,000円増額する一方、印刷製本費の執行残2万5,000円を減額補正いたしております。

3目教育支援事業費、学校教育推進事業費では、外国語指導助手業務委託料の執行残44万5,000円、1つ飛ばしまして、保健・安全対策事業費では、小中学校の日本スポーツ振興センター掛金負担金の執行残を合計9万5,000円それぞれ減額整理いたしております。

次の就学指導事業費では、判定対象者人数が増加していることに伴いまして、教育支援委員会の開催回数がふえる見込みとなりましたため、報酬を4万円増額いたしております。

82、83ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費、宇美東小学校管理費では、台風の影響などによりまして運動場の防球ネットが広範囲に破損いたしましたため、修繕料を53万8,000円増額いたしております。

次の原田小学校管理費におきましても、同様の理由により、防球ネットの補修費等修繕費を全部で60万円増額、その次の井野小学校管理費では、学校整備工事請負費の執行残を129万減額整理、故障いたしました視力検査器の購入費を10万8,000円計上しておるところでございます。

次の学校管理関係経費51万7,000円の減額は、すべて執行残等の減額整理となっております。

3項中学校費1目学校管理費、宇美東中学校管理費では、空調機器設置工事の際に更新しました既存のキュービクルのトランス1基からPCBが検出されましたため、収集運搬業務委託料14万3,000円と処理業務委託料10万5,000円を計上しております。

また、次の84、85ページ、図書室の空調機器が故障しましたため、更新工事費154万円を増額いたしております。

次の宇美南中学校管理費では、小学校と同様の理由により防球ネットの修繕料を80万1,000円増額、コンピューター教室及び準備室の空調機器が故障しましたため、更新工事費を297万円増額いたしております。

その下の学校管理関係経費33万2,000円の減額は、すべて執行残等の減額整理となっております。

6項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育関係経費では、不足する公用車燃料費を3万

7,000円増額しております。

次の2目青少年教育費、青少年交流事業費191万1,000円の減額は、サピ少年団招請事業が中止となりましたため、不用額を減額整理するものでございます。

次の86、87ページ、右側中段の関係団体等支援事業費と、次の3目人権教育費につきましては、すべて執行残等の減額整理となっておるところでございます。

一番下の4目公民館費、中央公民館事業費では、次の88、89ページ、額の変更に伴いまして、非常勤職員賃金を1万7,000円増額、次の中央公民館・住民福祉センター管理費では、不足いたします修繕料を10万8,000円増額、そのほかは契約額確定による減額整理となっております。

5目図書館費、図書館事業費は減額整理、次の図書館管理費では額の変更により、非常勤職員賃金を6万2,000円増額いたしております。

6目社会教育施設費、地域交流センター管理費と研修所施設管理費は、すべて減額整理でございます。

90、91ページをお願いいたします。

8目文化財保護費、埋蔵文化財調査事業費では、臨時職員賃金の執行残見込み額64万4,000円を減額整理。

次の史跡地買上事業費では、国特別史跡大野城跡内にある共有山の売却要望が提出されまして、施設の保存活用には公有化が必要ということで、土地購入費2億4,351万8,000円を計上しております。

その下の文化財保護関係経費は、すべて執行残等の減額整理でございます。

9目歴史民俗資料館費、歴史民俗資料館事業費6万円の増額は、非常勤職員賃金の額の変更によるもの、次の歴史民俗資料館管理費は、減額整理となっておるところでございます。

次の92、93ページです。

7項保健体育費1目保健体育総務費、体育振興事業費から、次の2目体育施設費の005その他体育施設管理費までにつきましては、すべて契約額の確定等によります減額整理となっておるところでございます。

一番下の体育施設関係経費9万9,000円の増額は、不足いたします草刈り機や公用車の燃料費を増額するものでございます。

次の94、95ページ。

3目学校給食費、学校給食管理費では、額の変更等により非常勤職員賃金4万3,000円、それから、学校栄養職員の研修会参加に係る費用弁償、これを1万8,000円増額いたしております。

96、97ページをお願いします。

12款公債費1項公債費では、本年度の支払額が確定したことによりまして、1目元金を47万7,000円、2目利子を338万3,000円減額しております。

歳出は以上になりまして、続きましては歳入の説明をさせていただきますので16ページ、17ページをお願いいたします。

まず、1款町税は調定額の見直しにより、1項町民税を1,737万円増額、2項固定資産税を849万円増額、3項軽自動車税を4万円減額いたしております。

11款分担金及び負担金2項負担金3目民生費負担金、保育園費負担金では、調定額の確定により、滞納繰越分の延長保育料を3万3,000円増額いたしております。

18、19ページをお願いします。

12款使用料及び手数料1項使用料2目総務使用料では、公園用地の民間貸し付けに伴いまして公園使用料を33万5,000円増額。5目土木使用料、バンガロー使用料は、収入額の確定により10万4,000円減額いたしております。2項手数料1目総務手数料では、決算見込みから納税証明等手数料を59万7,000円減額いたしております。

次、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、障害者福祉費負担金では、歳出の増に伴いまして自立支援給付費負担金を1,952万9,000円増額、その下の児童手当給付費負担金におきましても、歳出の増により児童手当負担金を102万4,000円増額。さらにその下の、施設型給付費等負担金は、逆に歳出が減っておりますので、歳出の減によりまして認定こども園施設型給付費負担金を590万1,000円、地域型保育給付費負担金を301万1,000円減額いたしております。

20、21ページをお願いします。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金、防災・安全社会資本整備交付金は、交付金の交付見込みから、道路補修事業交付金を950万円、橋りょう補修事業交付金を1,625万6,000円減額しております。

2目総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金では、歳出で計上しておりましたマイナンバーカード交付円滑化計画に基づく必要経費に対する補助金といたしまして、個人番号カード関連事務費補助金を91万2,000円増額いたしております。

3項委託金2目民生費委託金、国民年金費事務委託金では、予算化しておりましたシステム改修が不要となったことなどによりまして、基礎年金等事務費委託金を10万2,000円減額しております。

次に、14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金では、国庫支出金と同様に、歳出の増に伴い、障害者福祉費負担金の自立支援給付費負担金を976万4,000円増額、児童手当給

付費負担金の児童手当負担金を40万3,000円増額、歳出の減により、施設型給付費等負担金の認定子ども園施設型給付費負担金を489万5,000円減額しておりますが、最後の地域型保育給付費負担金につきましては補助金の額を精査した結果、264万8,000円の増額補正となっておりますのでございます。

22、23ページをお願いします。

2項県補助金3目民生費県補助金、子ども医療費支給事業費補助金の事務費補助金3万円と、医療費補助金143万8,000円の増は歳出の増に伴うもの、その下の、前年度医療費補助金180万6,000円の増額は、前年度医療費の精算による増額補正でございます。その下の、ひとり親家庭等医療費支給事業費補助金も、事務費補助金2万4,000円と医療費補助金423万円の増は歳出の増に伴うもの。その下の、前年度医療費補助金110万6,000円の増額は、前年度医療費の精算による増額補正でございます。

4目衛生費県補助金、保健衛生事業費補助金では、歳出で計上いたしておりましたスロージョギング教室実施のための委託料に対する補助金としまして、地域における運動習慣定着促進事業費補助金35万2,000円を計上いたしております。

1つ飛ばしまして、8目教育費県補助金、教育振興事業費補助金では、スクールソーシャルワーカーを設置しております経費に対しまして、本年度は補助金がつくこととなりましたため、配置事業補助金を70万円計上しております。

3項委託金1目総務費委託金、選挙費委託金では、歳出予算の整理と連動しまして県知事・県議会議員選挙費委託金を178万9,000円、参議院議員選挙費委託金を213万3,000円減額しております。

次の、統計調査費委託金は県からの内示額等に合わせ補正をするものでございます。

24、25ページをお願いします。

19款諸収入7項雑入5目過年度収入では、過年度分の児童手当の返還金を64万円計上しております。7目給食事業収入では、嘱託職員、非常勤職員等の減によりまして、町立保育園職員給食費個人負担金を103万9,000円減額しております。8目雑入、総務管理雑入では、見込みにより雇用保険料個人負担金を4万円減額。また、町制施行100周年記念事業に対する企業等からの協賛金を145万円計上しております。

2つ飛ばしまして、文化雑入では歳出で緊急発掘調査に係る経費を減額しておりますので、事業主負担分を同額の64万4,000円減額いたしております。

20款町債1項町債1目土木債、公共事業等債はそれぞれ事業費の確定等により減額をするものでございまして、道路補修事業を850万円、橋りょう補修事業を1,200万円、志免宇美線街路事業を1,590万円減額しております。

2目総務債公共施設等適正管理推進事業債では、庁舎本館の窓口フロアの環境整備事業、これがユニバーサルデザイン化の視点から起債の対象となりましたので、3,420万円を計上いたしております。

7目消防債、緊急防災・減災事業債は、消防車購入費の減額補正に合わせ、消防施設・設備整備事業を350万円減額いたしております。

8目教育債、公共用地先行取得等事業債は、大野城跡史跡地土地取得費が起債の対象でございまして、充当率が100%となりますので、2億4,350万円を計上するものでございます。

10目公営企業債、水道事業債は、歳出補正に合わせて一般会計出資債を70万円減額いたしております。

次に、戻っていただきまして6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正は、追加1件の提案を行うものございまして、8款土木費5項都市計画費、事業名が用途地域指定区域外土地利用方針検討業務で、金額を583万円と定めるものでございます。

隣7ページをお願いします。

第3表は、債務負担行為補正。

1、追加が合計8件ございます。

1件目は、宇美町総務課事務等業務で、期間を平成31年度から令和4年度まで、限度額を1,917万7,000円とするもの、2件目は、宇美町広報誌等配布業務委託で、期間を平成31年度から令和3年度まで、限度額710万4,000円とするもの、3件目は、宇美町内公共施設機械警備業務委託で、期間を平成31年度から令和7年度まで、限度額を1億1,707万8,000円とするもの、4件目が、宇美町役場及び宇美町健康福祉センター警備業務委託で、期間を平成31年度から令和5年度まで、限度額を6,951万4,000円とするもの、5件目が、宇美町内公共施設清掃等業務委託で、平成31年度から令和5年度まで、限度額を9,127万7,000円とするもの、6件目は、健康診査業務で、期間を平成31年度から令和4年度まで、限度額を9,563万3,000円とするもの、7件目は、宇美町働く婦人の家指定管理で、期間は平成31年度から令和4年度まで、限度額を5,749万9,000円とするもの、最後、8件目は、昭和町町営住宅公園実施設計業務委託で、期間を平成31年度から令和2年度まで、限度額を192万1,000円とするものでございます。

次の、8ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。

1、追加の1件目は、起債の目的が公共施設等適正管理推進事業債で、限度額が3,420万円、2件目が、公共用地先行取得等事業債で、限度額が2億4,350万円。

どちらも起債の方法、利率、償還の方法につきましては他の地方債と同じ内容で定めるもの
でございます。

2、変更は限度額を変更するもので、公共事業等債1億5,590万円を1億1,950万円に、
緊急防災・減災事業債3,010万円を2,660万円に。水道事業債610万円を540万円に
変更するものでございます。

最後に、予算書の最後、98、99ページに今回の補正に係ります給与費明細書を掲載して
おりますので御参照いただきたいと思います。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしく
お願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜、こちらのほうで指示
いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、30ページから47ページまで質疑のある方
はどうぞ。

——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、3款民生費から4款衛生費まで、48ページから63ページまで質疑のある方はどうぞ。
1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 57ページに、使用料及び賃借料で。AEDのレンタル料が減額されて
ます。ほかの項目でも、たくさん減額されていますけれども、これができた原因、要因というの
はどういうことなんでしょうか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 3款の中での御質問ではございますけれども、このAEDの契約
につきましては、公共施設一括契約ということで、今年度学校教育課のほうで事務手続をさせて
いただきましたので、私のほうから回答させていただきます。

資料、お手元の予算資料のほうの4ページ、4ページの下段に記載をさせていただいており
ます。ここでの内容については、学校に関する事で書かせていただいておりますけれども、公共

施設全体では29施設、全部で42台契約をさせていただいております。

当初、予算の計上段階では1台当たりの単価が4,925円という単価で予定しておりましたけれども、最終的な契約については税抜きで1,850円という形になっております。

今回、まとめて契約することで、かなり安く上がったというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 同じく57ページなんですけれども、かなり保育施設運営経費等落ちております。気になるのは、待機児童がどうなっているのか、隠れ待機児童がどうなっているのか。11月末現在で結構ですから、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 11月末現在でございます。待機・隠れ含めまして50人でございます。ただし、自己都合による待機、ここの特定の園に行きたいとかいう方もおられます。その方々は8名おられるというところでございます。純粋な待機が42、自己都合による待機が8ということになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 年度当初は、待機児童ゼロでいけてたと思います。それが待機児童が42人ですか。かなり、非常に厳しいと。宇美町に來れば待機児童はないよというのが売りじゃなかったかなと思うんですけども、まあこれに対する対策ですよ。

貴船保育園が今後民営化されると。そこである程度の、保育士さんを確保して、そこで採用されなかった、民間に行かなかった方々が町立保育園に行くだろうと。待機児童に関しては、大丈夫じゃないかというような見方があったと思いますけど、今の現在で42人というのは非常に多いなど。

来年度あたり、これがどう推移していくのか、そのあたりの見解を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） この待機の内訳でございます。今、純粋な待機が42と報告しましたけれども、ゼロ歳と1歳、この階層だけで40人でございます。つまりほかは、ほぼ入れている状況と。

裏を返しますと、ゼロ歳児は子ども3人に1人、1歳児については6人に1人というところで、ほかの階層に比べると、非常に保育士が必要というところ、ここにちょっと待機が発生しているというところでございます。

今、年度途中でこれだけ待機いるわけでございますが、前年度待機になった園児については次年度は優先的に入れるというふうな措置もございますので、次年度にはほぼ入れるというふう

考えているところでございます。

それから、次年度待機が発生するかどうかというのは、ちょっと現段階では、12月13日が入園の締め切りというふうになっているところでございます。入園を締め切りました後に、今度は各園希望とかございますので、各園に振り分け、あるいは入園の調整等行うというふうになります。

その辺の、調整が終了するのは1月ぐらいになろうかと。そこら辺である程度わかるのかなというところでございます。今後も、保育士の確保というところもございますが、努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、5款労働費から9款消防費まで64ページから79ページまで質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 73ページです。道路橋りょう維持費のところ。

これは、私は資料の中から質問をしたいと思っておりますけれども、資料の2ページ、道路橋りょう維持管理費、これで交付額にあわせて、交付金の交付額にあわせて道路舗装事業の見直しを行ったということです。

実際に、申請した額に対して、交付金申請しますよね、交付率と言っていいんですかね、何%の交付率だったのか、まずここを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） まず、道路改良工事請負費でございますが、交付率50%に対しまして29%。橋りょうのほうが、55%に対しまして21%となっております。それに伴う補正減でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 予算組みしてはですね、国庫補助金がつかなかった。その分全部単費でやる。これは、私も大反対です。

当然ながら、国庫補助金が大分減らされているということも理解できます。実際、要望するからには非常に重要な路線ということで、要望してあったと思っておりますけれども、その中でどういったところが事業実際行わないことになったのか、主なもので結構ですから回答していただければいいか。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） まず、道路改良工事でございますが、当初、町道柳原～大名坂線、それと井野～吉原線を交付申請をしておりましたが、今さっき説明のとおり減額されて

いる関係で、今回するのは井野～吉原線を工事するようになっております。

柳原～大名坂線については、来年度延伸で交付申請したいと思っております。

それから、橋りょうにつきましては9月補正におきまして、黒橋、これが目視したところかなり傷んでいるということが発生しましたので、9月補正にて工事請負費のほうから委託料、黒橋の点検をするに伴いまして、調査設計委託料ということで回しております。

本来であれば、来年度調査設計をいたしまして、再来年度建設・工事予定でございましたが、黒橋というのはJR沿線におきまして、多大な影響を与えるということが予想されますので、今年度、設計業務委託して、来年の工事ということで計画しております。ですから残りの交付金によりまして、もともと予定しておりました新開橋、後川橋、柚の木橋で計画をしておりましたが、予算の関係上、本年度は柚の木橋一本で計画をしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） よくわかりました。黒橋は、鉄道をまたいでいる橋と、非常に古い、多分一番古いのじゃないかなと思います、宇美町の中でも。その部類に入ると思います。そこをされるのは、当然のこととしていいんじゃないかなというふうに思います。

あと、この資料、事業一覧の3ページです。

志免宇美線なんです、お伺いしたいのは。

都市計画道路の進捗、志免宇美線は、非常に重要な路線ということで事業認可を受けて事業が進められています。ただ、全然進んでいる感がないです。今回の減額、当初4,000万だったのが1,700万以上落とすということなんですけれども、気になるのが、実際、県の事業で国庫補助金をもらってやる事業、国庫補助分と県の単独費ということで分かれていると思います。実際、県の事業の中でその割合がどのくらいいつているのか、気になるのが、本当に国庫補助事業で都市計画事業が軒並み削られているんじゃないのかな、その辺心配しています。これはそのまま進んでいくと、志免宇美線の事業、第2工区の開通といいますか、完成は、はるか先の先の10年以上かかるんじゃないかなと、そういったことを懸念しています。

国庫補助金の事業、国庫補助分の事業がどのくらいの割合なのかと、それと今回、また事業費が削減された関係で、開通の見通しがどう変化していく予定なのか、そのあたりの見解を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 丸山議員御承知のとおり、今、日本全国毎年、台風また水害等の災害が起きております。国のほうも、そちらのほうの工事、復旧、復興を力を入れている関係で、当初、予定されておった国庫補助の分につきましても、やはり、水害関係のほうの復旧、

復興のほうに回さざるを得ない。その分、各県自治体に要望する交付金事業について減額せざるを得ないというのが実情でございます。

今現在、国のほうと県のほうどちらで割合でと言われましたけど、まず、国を優先しております。また、今の計画段階ですが、もともと10カ年で計画予定されておりましたが、今の段階ではどれくらい延びるのかどうかというのは定かではございません。おくれた分を後から追加予算で、その年度多く来る可能性もございます。その辺は、今現在のところで言いますと、計画どおり10カ年計画で予定をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 聞いたのがこの事業、だから、1,700万削ったあとの残りですね。国庫補助事業が幾らで、県単独費が幾らか、多分示しが来たからこういった削減していると思うのですが、どうなんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） そのところは、まだ、今現在確定しておりませんので、3月で補正予算でもって計上したいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 同じくその事業一覧の中で聞きたいことが、一本松の公園トイレ改修事業、ここで700万円。この説明が防犯カメラ設置などということを書いてある。防犯カメラが主なんじゃないかと思うのですが、防犯カメラで700万というのは、ちょっと多いんじゃないかなという気がしますが、どんな周辺整備を行う予定なんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） これは、トイレ以外の附帯工事でございます、入り口のスロープ関係、それとトイレ本体の屋根の落書き防止の塗装、あと背後の植栽、今言われました防犯カメラ、それと電気です電撃の殺虫器、そういうもろもろの附帯工事費でございます。それで、合計で700万円計上しております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 附帯事業と言いましたが、やはりスロープとかというのは、国庫補助の該当にならないんでしょうか。私は、十分なるのじゃないかなと思いますけれども、そこを回答していただけないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 補助対象は本体工事のみでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） それでは、このページでは6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節宇美町水利組合助成金がマイナスの10万となっています。ちょっと気になっておりますので、説明できればお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田農林振興課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） お答えいたします。

この水利組合助成金につきましては、毎年予算計上いたしておりますけれども、それぞれ水利組合のほうから助成金の申請が出てまいりまして、その分に名簿がついております。その名簿につきまして、ちゃんと耕作されておるのかというのを、うちのほうで精査いたしまして、その結果、減額、ことし予算よりも10万円ほど少なく適正な交付金を支払ったということでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。水利組合というのは、町内21カ所ため池があるのですかね。管理及びため池の管理をされています。中には防災重点ため池というのものもあるわけですが、例えば、金坪池ですね、水栓が土手に数カ所あるんですけど水漏れしているのですね。非常に危険だと水利組合長も言っています。

少しでも予算を設けて管理をしてもらえたらと、危険なため池でございます、金坪池。お尋ねしたいんですけど、金坪池には実際行かれたことありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 自分で行ったことはございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。早急に行っていただきたい。

最後に質問ですけど、その国、県防災ため池重点マップを年内につくりましょうという通知が来ておられますが、年内作成の見通しはございますか。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 現実的にもうあと数日しかございませんけれども、基本、その年内に向けて進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 3月末と聞いていますけど、国、県は。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 済いません。私のほうもちょっと資料を持ち合わせませんもんで。

しかしながら、期限内に公表できるような形で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、10款教育費から12款公債費まで、80ページから97ページまで質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） ページ数は91ページ。参考事業一覧表6ページですね。

ここに史跡地買上事業というので、2億4,351万8,000円計上されていますが、これ見ますと、後世に史跡を残すちゅうのは大変すばらしい事業だと思います。でも、その価格を見ますと2億4,351万8,000円、多分、ここ地目では山林原野ではないかとは思うのですが、この算定された基準というのはどこから算定されたものか、よく土地を購入するに当たって参考にするのは路線価格なり、路線価格も需要と供給のバランスによって価格は上がっていくのですが、この坪数3万8,000坪あるんですね。2億4,351万8,000円を3万8,000坪、3万9,000坪で割ると坪単価6,245円、およそ。これちょっと私も知り得るところでは、多分、使用価値がない山林というのは二束三文、1,000円足らずぐらいで買えるのじゃないかなと思っているのです。これ、2億4,000万を計上されたその基準となるもの、何に基づいて算出されたのか聞かせていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川社会教育課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼いたします。不動産の平米単価につきましては、不動産鑑定委託業務、業者に発注しまして提出された単価でございます。

基本的には、今議員が言われたような路線価とか付近の状況とか加味されて単価とかは算定されるのでしょうけど、基本的にこちらは、地目としては保安林また国特別史跡というところで、そういったもろもろを勘案した上での単価として出されています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） じゃ、ここだけじゃなくて近隣の山林というたら、今、坪単価はどのくらいしているかわかりますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 近隣とかは把握はしておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） これについて、私たちに詳細を示す書類とかはないのですか。そうじゃな

いと、これをただ出されただけで判断のしようがないんですよ。

いつもそうなのだけど、もっと詳しい資料を出してもらわないと私たちも判断のしようがないですよ。いつもただこの議会に出して、「はい、承認をください」と。判断材料がないからこういうことを申し上げているのですよ。

それと、この公有化された土地がってありますが、この管理についてはどのようにされていますか。それと新しく今度公有化するところの管理、鳥獣の被害とかもあるでしょうし、間伐の問題もありますから、そういったそのメンテナンス、維持管理についてどのような対策をとられるかを聞かせていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） まず、はじめの算定の基礎となる詳細の資料はございません。それと文化財の保護につきましては、文化財保護法に乗って所有者が保存、管理するという事で、大野城跡につきましては国、県、宇美町ですね。基本的に今回購入した分については、宇美町が保存、管理するという事になります。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今後、現に公有化された土地があるのですよ。そこをどういった管理されているのですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 四王寺の近く、民家に近い部分の田んぼとかにつきましては、年間2回草刈り等を行っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 何点か気になるのですが、今回の2億4千数百万、この管内の共有山所有者の要望により、今回、このような運びになっておるようでございますが、ほかにも共有山のエリアがあると思いますが、要望が上がっているのではないかと思います、その辺お伺いできればと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 特別史跡についての公有化につきましては、昭和45年から保存管理という目的で、随時、要望があったところに関しては購入しているというところでございますが、今回の件以外ではお話は存じておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。ということは、ほかにはないということで理解しとっていいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 今のところ、ないというところです。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 管理についてお伺いします。

先ほど言われたのは、史跡とかそういったものの管理については行くと、要はここは共有山でこれまで山の持ち主だった方が、多分、下草刈りとか、枝打ち、間伐されてきたと思います。

この間、私、厚生文教の委員会の中で、管理をどこがやるのですかと聞きました。「社会教育課がやります」答えられましたけれども、どうも腑に落ちない。社会教育課が下草刈り、枝打ち、間伐やるのですか。まず、そこを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 基本的にここの特別史跡の分については、国の部分もありますので、県民の森センターが下草刈りとかいう形でやっていますが、今後、そういった要望なり必要性があれば、当然、所有者である町がするわけなのですが、今現在、町がやっているのは、田んぼの部分、昔、田んぼの部分の草刈りをやっているというところになります。当然、史跡地でありますので簡単なあぜ刈りくらいはいいんですけど、伐採とかなれば、当然、申請、許可というふうな形になります。今のところ、当然、所有者責任でやるということになりますから、社会教育課、町有地に限っては社会教育課がやるということにはなるとは思いますけど、ここ何年かはその山の部分についてはやったという実績はございません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ですね、非常に気になるのが、今まで共有山としてきちんと管理されていたと思うのです。その管理が、多分持ち主が高齢化していくとか、そういった中で町に買い上げてほしいという要望があつての買い上げだろうと。買い上げることは、何も悪いことではないと思いますし、どっちみち、先行き共有山として管理できない、そういったところが出てくれば、特に特別史跡でもあり、85%の国庫補助、で、10%の県費補助、こういったものがあるなら、積極的な買い上げが必要だろうと思います。ただ、後の管理なんです。

保安林の管理というものが、買い上げた後にきちんとできるのかというのが心配なんです。特にヒノキあたり、杉とか、そういった針葉樹の森につきましては、きちんと間伐をしたり、下草刈りをきちんとやっていかないと異常に荒れた森になってしまうんです。荒れた森になるとどうなるか、水害が起こったときに山見れば一発ですよ。あっちこっちでがけ崩れが起こってしまう。

ここで特に、地図見たらよくわかると思うのですがけれども、尾根から原田寄りといいますか、そっち側です。勾配がかなりきついです。下のほうには砂防ダムなんかあんまり整備されてい

ないです。宇美町で、じゃどこが危険なのか。まさにこのあたりなんですよ。私が思う危険な場所、土砂崩れが起きやすい場所、砂防ダム等がしっかり整備されていない場所、まさにこういったところなんです。

その管理をどうするのかということを知っているんです。社会教育課が本当にやれるのか、あるいは、社会教育がどこかに委託してきちんと森林の、山林の管理、保安林の管理ができるのか、やるのか、そこが聞きたいんです。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 社会教育課でそういった伐採とか木の管理は当然できない、所管課として業者委託するかという話になると思うのですが。基本的に町の部分とか県の部分とかございますので、当然、県と協議しながら別々に管理するというのは、当然非効率でもありますから、県も実際、県のほうで管理してありますから、県のほうといろいろ協議をしながら、管理については適正な管理に努めていきたいとは思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 適正にやはり管理していかないとはいけません。ぜひ、よろしくお願いいたします。

それともう1点。この範囲にある史跡、たしか登り窯とかがあった地域じゃなかったかなと、記憶が定かじゃないですけど。そういったものの範疇がある、こういった史跡がこの中に入っているのか、把握している分だけで結構です。回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） この中に、今、社会教育課で注目しているのが、四王寺山の三十三石仏があるんですけど、これがずっとそのままの状況になっているというところで、これを今後、ちょっときちんと整備をしたいなという——地元の方にお話を聞きますと、ちょうど原田下とか原田上のほうから四王寺の毘沙門様のほうに、昔はこう歩いて参りよったというところで、そういった絡みとか今ちょっとこのままになっているのが、その三十三石仏というところを、きちっともう少し整備して、ちょっとスポットライト浴びるような形でちょっとPRしたいなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから27ページまで質疑のある方はどうぞ。
——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） お疲れさまです。

総括ということで、財政調整基金、町の貯金ですね。先般の話の中では、たしか目減りが3億円、19億円から3億円目減りして、現在、16億円内外と聞いております。

気になるのは、来年3月度までに一昨年の19億円までいけばいいなと思っていますけど、その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） 基金の関係の御質問ということですが、今議員の言われた19億というのは特定目的基金まで含めたすべての基金の合計ということになります。

財政調整基金につきましては、一応14億、前年度末が14億5,000万程度ですので、当課というか町の目標としてはこの14億、前年度以上は確保したいというところで調整を行っているところです。

年度末で全体でこの19億が維持できるのかということですが、基本的には、残りちょっと追加で今回出す分の補正が若干ございますけども、3月に最終的な補正を行った結果、3月には積み戻しができるといふふうに考えていますので、この19億が逆にふえて、20億の台にのる可能性は非常に高いのではないかとはいふふうに見ておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 先ほどの史跡地買い上げの件で、歳入と歳出のところであわせて聞きたいと思いますが、補助金が起債の償還に対して補助金が交付されると、これ一体何年で償還する起債なのか、あわせてこの起債で借りた部分ですね、交付税措置がちゃんとされているのか、そのあたりはどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川社会教育課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼いたします。起債の償還年数は10年でございます。10年で、毎年償還金に対して国が80%、県が15%の補助という形になります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 交付税措置はどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） この起債に対しての交付税措置はありません。基本的に交付税措置のない起債は借りないというふうにも申し上げておりますけども、これは交付税措置よりもさらに優遇された国庫補助が国庫と県で95%つきますし、この事業自体がこの起債を借りて

やらないと国がお金を出さないという事業になりますので、今の質問の答えとしては交付税措置はゼロですというところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。これから、議案第60号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時17分散会
